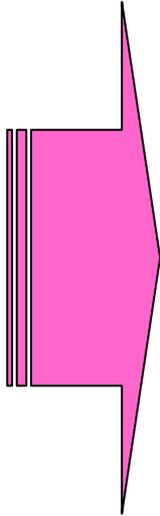


新しいごみ分別区分と料金体系（ごみ袋の種類・規格・価格）

（第15回審議会提出資料）

現在の区分と主な収集品目
①普通ごみ類
台所ごみ，紙，木，皮革製品，衣類，新聞，雑誌，段ボールなど
②小型破碎ごみ類
炊飯器，ミキサー，ポット，電話機，安全かみそりなど
③不燃物類
化粧品・薬品のびん，ガラス食器製品，鏡，割れたガラスびん，電球，ホーロー鍋，電気コード，使い捨てライター，ゴム製品など
④プラスチック類
プラスチック製容器，ポリ袋，シャンプー容器，レジ袋，CD，ビデオテープ，ポリバケツなど
⑤金属類
空き缶，缶詰の缶，スプレー缶，鍋，フライパン，アルミホイル，包丁，はさみなど
⑥ペットボトル類
水，茶，清涼飲料水のペットボトル
⑦びん類
食品用ガラスびん
⑧乾電池
※ボタン型・充電式は除く
⑨蛍光管
※電球は不燃物へ



新しい区分と主な収集品目		
焼却・破碎・埋め立て処理されるごみ	①焼却ごみ類	有料とするごみ
	台所ごみ，紙，木，皮革製品，衣類，現在のプラスチック類の内、プラスチック製容器を除くプラスチック製品（CD，ビデオテープ，ポリバケツなど）、ゴム製品など ※洗浄困難なプラスチック製容器類含む	
	②破碎ごみ類	
	現在の「小型破碎ごみ類」に加え、「金属類」の鍋，フライパン，アルミホイル，包丁，はさみ，「不燃物」のホーロー鍋，電気コード，使い捨てライターなど	
	③陶器・ガラス類	
	現在の「不燃物類」の内、化粧品・薬品のびん，ガラス食器製品，鏡，割れたガラスびん，電球など	
資源化処理されるごみ	④プラスチック製容器類	無料とするごみ
	 マークの付いた、プラスチック製容器・ポリ袋・シャンプー容器・レジ袋など ※汚れていないものに限る。	
	⑤古紙類	
	新聞，雑誌，段ボールなど	
	⑥空き缶類	
	空き缶，缶詰の缶，スプレー缶など	
	⑦飲・食料用ガラスびん類	
	現在の「びん類」から名称変更	
	⑧ペットボトル類	
	現在の「ペットボトル類」から変更なし	
⑨乾電池		
現在の「乾電池」から変更なし		
⑩蛍光管		
現在の「蛍光管」から変更なし		

⑩粗大ごみ

⑩粗大ごみ
現在の「粗大ごみ」から変更なし

別表 1 新しいごみ分別区分 (処理区分優先)

現在の区分と主な収集品目	新しい区分と主な収集品目	
①普通ごみ類 台所ごみ、紙、皮革製品、衣類 新聞、雑誌、段ボールなど	①焼却ごみ類 台所ごみ、紙、木、皮革製品、衣類、プラスチック製容器類を除くプラスチック製品 (CD、ビデオテープ、ポリバケツなど)、ゴム製品など ※洗浄困難なプラスチック製容器類含む	
②小型破碎ごみ類 炊飯器、ミキサー、ポット、電話機、安全かみそりなど		②破碎ごみ類 現在の「小型破碎ごみ類」に加え、「金属類」の鍋、フライパン、アルミホイル、包丁、はさみ、「不燃物」のホーロー鍋、電気コード、使い捨てライターなど
③不燃物類 化粧品・薬品のびん、ガラス食器製品、鏡、割れたびん、電球、ホーロー鍋、電気コード、使い捨てライター、ゴム製品など		③陶器・ガラス類 現在の「不燃物類」の内、化粧品・薬品のびん、ガラス食器製品、鏡、割れたガラスびん、電球など
④プラスチック類 プラスチック製容器、ポリ袋、シャンプー容器、レジ袋、CD、ビデオテープ、ポリバケツなど		④プラスチック製容器類  マークの付いたプラスチック製容器類、ポリ袋、シャンプー容器、レジ袋など ※汚れていないものに限る
⑤金属類 空き缶、缶詰の缶、スプレー缶、鍋、フライパン、アルミホイル、包丁、はさみなど	⑤古紙類 新聞、雑誌、段ボールなど	
⑥ペットボトル類 水・茶・清涼飲料水のペットボトル	⑥空き缶類 空き缶、缶詰の缶、スプレーの缶など	
⑦びん類 食品用ガラスびん	⑦ペットボトル類 現在の「ペットボトル類」から変更なし	
⑧乾電池 ※ボタン型・充電式は除く	⑧飲・食料用ガラスびん類 現在の「びん類」から名称変更	
⑨蛍光管 ※電球は不燃物へ	⑨乾電池 現在の「乾電池」から変更なし	
⑩粗大ごみ	⑩蛍光管 現在の「蛍光管」から変更なし	
	⑪粗大ごみ 現在の「粗大ごみ」から変更なし	

※ ①焼却ごみ類にある「木」については、剪定枝を除く木材等を対象とします。

別表 1 新しいごみ分別区分 (有料・無料区分優先)

現在の区分と主な収集品目	新しい区分と主な収集品目
①普通ごみ類 台所ごみ、紙、皮革製品、衣類 新聞、雑誌、段ボールなど	①焼却ごみ類 台所ごみ、紙、木、皮革製品、衣類、プラスチック製容器類を除くプラスチック製品 (CD、ビデオテープ、ポリバケツなど)、ゴム製品など ※洗浄困難なプラスチック製容器類含む
②小型破碎ごみ類 炊飯器、ミキサー、ポット、電話機、安全かみそりなど	②破碎ごみ類 現在の「小型破碎ごみ類」に加え、「金属類」の鍋、フライパン、アルミホイル、包丁、はさみ、「不燃物」のホーロー鍋、電気コード、使い捨てライターなど
③不燃物類 化粧品・薬品のびん、ガラス食器製品、鏡、割れたびん、電球、ホーロー鍋、電気コード、使い捨てライター、ゴム製品など	③陶器・ガラス類 現在の「不燃物類」の内、化粧品・薬品のびん、ガラス食器製品、鏡、割れたガラスびん、電球など
④プラスチック類 プラスチック製容器、ポリ袋、シャンプー容器、レジ袋、CD、ビデオテープ、ポリバケツなど	④プラスチック製容器類  マークの付いたプラスチック製容器類、ポリ袋、シャンプー容器、レジ袋など ※汚れていないものに限る
⑤金属類 空き缶、缶詰の缶、スプレー缶、鍋、フライパン、アルミホイル、包丁、はさみなど	⑤古紙類 新聞、雑誌、段ボールなど
⑥ペットボトル類 水・茶・清涼飲料水のペットボトル	⑥空き缶類 空き缶、缶詰の缶、スプレーの缶など
⑦びん類 食品用ガラスびん	⑦ペットボトル類 現在の「ペットボトル類」から変更なし
⑧乾電池 ※ボタン型・充電式は除く	⑧飲・食料用ガラスびん類 現在の「びん類」から名称変更
⑨蛍光管 ※電球は不燃物へ	⑨乾電池 現在の「乾電池」から変更なし
⑩粗大ごみ	⑩蛍光管 現在の「蛍光管」から変更なし
	⑪粗大ごみ 現在の「粗大ごみ」から変更なし

※ ①焼却ごみ類にある「木」については、剪定枝を除く木材等を対象とします。

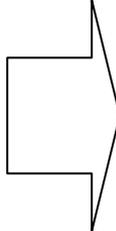
別表 1 新しいごみ分別区分 (シンプル)

現在の区分と主な収集品目	新しい区分と主な収集品目
①普通ごみ類 台所ごみ、紙、皮革製品、衣類 新聞、雑誌、段ボールなど	①焼却ごみ類 台所ごみ、紙、木、皮革製品、衣類、プラスチック製 容器類を除くプラスチック製品 (CD、ビデオテープ、 ポリバケツなど)、ゴム製品など ※洗浄困難なプラスチック製容器類含む
②小型破碎ごみ類 炊飯器、ミキサー、ポット、電 話機、安全かみそりなど	②破碎ごみ類 現在の「小型破碎ごみ類」に加え、「金属類」の鍋、 フライパン、アルミホイル、包丁、はさみ、「不燃物」 のホーロー鍋、電気コード、使い捨てライターなど
③不燃物類 化粧品・薬品のびん、ガラス食 器製品、鏡、割れたびん、電球、 ホーロー鍋、電気コード、使い 捨てライター、ゴム製品など	③陶器・ガラス類 現在の「不燃物類」の内、化粧品・薬品のびん、ガラ ス食器製品、鏡、割れたガラスびん、電球など
④プラスチック類 プラスチック製容器、ポリ袋、 シャンプー容器、レジ袋、CD、 ビデオテープ、ポリバケツなど	④プラスチック製容器類  マークの付いたプラスチック製容器類、ポリ袋 シャンプー容器、レジ袋など ※汚れていないものに限る
⑤金属類 空き缶、缶詰の缶、スプレー缶、 鍋、フライパン、アルミホイル、 包丁、はさみなど	⑤古紙類 新聞、雑誌、段ボールなど
⑥ペットボトル類 水・茶・清涼飲料水のペットボ トル	⑥空き缶類 空き缶、缶詰の缶、スプレーの缶など
⑦びん類 食品用ガラスびん	⑦ペットボトル類 現在の「ペットボトル類」から変更なし
⑧乾電池 ※ボタン型・充電式は除く	⑧飲・食料用ガラスびん類 現在の「びん類」から名称変更
⑨蛍光管 ※電球は不燃物へ	⑨乾電池 現在の「乾電池」から変更なし
⑩粗大ごみ	⑩蛍光管 現在の「蛍光管」から変更なし
⑪粗大ごみ 現在の「粗大ごみ」から変更なし	⑪粗大ごみ 現在の「粗大ごみ」から変更なし

※ ①焼却ごみ類に含まれる「木」については、剪定枝を除く木材等を対象とします。

別表1 新しいごみ分別区分（処理区分優先・並び替え）

現在の区分と主な収集品目
①普通ごみ類 台所ごみ、紙、皮革製品、衣類 新聞、雑誌、段ボールなど
②小型破碎ごみ類 炊飯器、ミキサー、ポット、電 話機、安全かみそりなど
③金属類 空き缶、缶詰の缶、スプレー缶、 鍋、フライパン、アルミホイル、 包丁、はさみなど
④不燃物類 化粧品・薬品のびん、ガラス食 器製品、鏡、割れたびん、電球、 ホーロー鍋、電気コード、使い 捨てライター、ゴム製品など
⑤プラスチック類 プラスチック製容器、ポリ袋、 シャンプー容器、レジ袋、CD、 ビデオテープ、ポリバケツなど
⑥ペットボトル類 水・茶・清涼飲料水のペットボ トル
⑦びん類 食品用ガラスびん
⑧乾電池 ※ボタン型・充電式は除く
⑨蛍光管 ※電球は不燃物へ
⑩粗大ごみ



新しい区分と主な収集品目	
焼却・破碎・埋め立て処理されるごみ	①焼却ごみ類 台所ごみ、紙、木、皮革製品、衣類、プラスチ ック製容器類を除くプラスチック製品（CD、ビ デオテープ、ポリバケツなど）、ゴム製品など ※洗浄困難なプラスチック製容器類含む
	②破碎ごみ類 現在の「小型破碎ごみ類」に加え、「金属類」 の鍋、フライパン、アルミホイル、包丁、はさみ、 「不燃物」のホーロー鍋、電気コード、 使い捨てライターなど
	③陶器・ガラス類 現在の「不燃物類」の内、化粧品・薬品のびん、 ガラス食器製品、鏡、割れたガラスびん、 電球など
	④プラスチック製容器類 ♻️ マークの付いたプラスチック製容器類、 ポリ袋、シャンプー容器、レジ袋など ※汚れていないものに限る
資源化処理されるごみ	⑤古紙類 新聞、雑誌、段ボールなど
	⑥空き缶類 空き缶、缶詰の缶、スプレーの缶など
	⑦ペットボトル類 現在の「ペットボトル類」から変更なし
	⑧飲・食料用ガラスびん類 現在の「びん類」から名称変更
	⑨乾電池 現在の「乾電池」から変更なし
	⑩蛍光管 現在の「蛍光管」から変更なし

⑪粗大ごみ 現在の「粗大ごみ」から変更なし

※ ①焼却ごみ類にある「木」については、剪定枝を除く木材等を対象とします。

別表 1 新しいごみ分別区分（有料・無料区分優先・並び替え）

現在の区分と主な収集品目	新しい区分と主な収集品目
①普通ごみ類 台所ごみ、紙、皮革製品、衣類 新聞、雑誌、段ボールなど	①焼却ごみ類 台所ごみ、紙、木、皮革製品、衣類、プラスチック製容器類を除くプラスチック製品（CD、ビデオテープ、ポリバケツなど）、ゴム製品など ※洗浄困難なプラスチック製容器類含む ②破碎ごみ類 現在の「小型破碎ごみ類」に加え、「金属類」の鍋、フライパン、アルミホイル、包丁、はさみ、「不燃物」のホーロー鍋、電気コード、使い捨てライターなど ③陶器・ガラス類 現在の「不燃物類」の内、化粧品・薬品のびん、ガラス食器製品、鏡、割れたびん、電球、ホーロー鍋、電気コード、使い捨てライター、ゴム製品など ④プラスチック製容器類 ♻️ マークの付いたプラスチック製容器類、ポリ袋、シャンプー容器、レジ袋など ※汚れていないものに限る
②小型破碎ごみ類 炊飯器、ミキサー、ポット、電話機、安全かみそりなど	
③金属類 空き缶、缶詰の缶、スプレー缶、鍋、フライパン、アルミホイル、包丁、はさみなど	
④不燃物類 化粧品・薬品のびん、ガラス食器製品、鏡、割れたびん、電球、ホーロー鍋、電気コード、使い捨てライター、ゴム製品など	
⑤プラスチック類 プラスチック製容器、ポリ袋、シャンプー容器、レジ袋、CD、ビデオテープ、ポリバケツなど	⑤古紙類 新聞、雑誌、段ボールなど ⑥空き缶類 空き缶、缶詰の缶、スプレーの缶など ⑦ペットボトル類 現在の「ペットボトル類」から変更なし ⑧飲・食料用ガラスびん類 現在の「びん類」から名称変更 ⑨乾電池 現在の「乾電池」から変更なし ⑩蛍光管 現在の「蛍光管」から変更なし
⑥ペットボトル類 水・茶・清涼飲料水のペットボトル	
⑦びん類 食品用ガラスびん	
⑧乾電池 ※ボタン型・充電式は除く	
⑨蛍光管 ※電球は不燃物へ	
⑩粗大ごみ	
	⑪粗大ごみ 現在の「粗大ごみ」から変更なし

※ ①焼却ごみ類にある「木」については、剪定枝を除く木材等を対象とします。

別表1 新しいごみ分別区分（シンプル・並び替え）

現在の区分と主な収集品目	新しい区分と主な収集品目
①普通ごみ類 台所ごみ、紙、皮革製品、衣類 新聞、雑誌、段ボールなど	①焼却ごみ類 台所ごみ、紙、木、皮革製品、衣類、プラスチック製 容器類を除くプラスチック製品（CD、ビデオテープ、 ポリバケツなど）、ゴム製品など ※洗浄困難なプラスチック製容器類含む
②小型破碎ごみ類 炊飯器、ミキサー、ポット、電 話機、安全かみそりなど	②破碎ごみ類 現在の「小型破碎ごみ類」に加え、「金属類」の鍋、 フライパン、アルミホイル、包丁、はさみ、「不燃物」 のホーロー鍋、電気コード、使い捨てライターなど
③金属類 空き缶、缶詰の缶、スプレー缶、 鍋、フライパン、アルミホイル、 包丁、はさみなど	③陶器・ガラス類 現在の「不燃物類」の内、化粧品・薬品のびん、ガラ ス食器製品、鏡、割れたガラスびん、電球など
④不燃物類 化粧品・薬品のびん、ガラス食 器製品、鏡、割れたびん、電球、 ホーロー鍋、電気コード、使い 捨てライター、ゴム製品など	④プラスチック製容器類  マークの付いたプラスチック製容器類、ポリ袋 シャンプー容器、レジ袋など ※汚れていないものに限る
⑤プラスチック類 プラスチック製容器、ポリ袋、 シャンプー容器、レジ袋、CD、 ビデオテープ、ポリバケツなど	⑤古紙類 新聞、雑誌、段ボールなど
⑥ペットボトル類 水・茶・清涼飲料水のペットボ トル	⑥空き缶類 空き缶、缶詰の缶、スプレーの缶など
⑦びん類 食品用ガラスびん	⑦ペットボトル類 現在の「ペットボトル類」から変更なし
⑧乾電池 ※ボタン型・充電式は除く	⑧飲・食料用ガラスびん類 現在の「びん類」から名称変更
⑨蛍光管 ※電球は不燃物へ	⑨乾電池 現在の「乾電池」から変更なし
⑩粗大ごみ	⑩蛍光管 現在の「蛍光管」から変更なし
⑩粗大ごみ	⑪粗大ごみ 現在の「粗大ごみ」から変更なし

※ ①焼却ごみ類にある「木」については、剪定枝を除く木材等を対象とします。